

# The Research on the Koreans Brought to Japan in the Early Pre-Modern Period of Japan: Mainly on the Kaga Clan Case

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Tsuruzono, Yutaka, Kasai, Junichi, Nakano, Setsuko, Katakura, Minoru メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/45832">http://hdl.handle.net/2297/45832</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 家伝

——金（脇田）如鉄自伝——

## 解題

ここに紹介する『家伝』の著者、金（脇田）如鉄は、近世初頭、加賀藩において活躍した一「渡来朝鮮人」である。

如鉄と日本との関係は、豊臣秀吉による朝鮮侵略（壬辰倭乱、日本側では文禄の役）に始まる。ソウル陥落（一五九二）の後、宇喜多秀家の捕虜となった七歳の孤児は、肥前名護屋から岡山（秀家居城）を経て、翌文禄二年には金沢に送られた。秀家夫人のお豪が、前田利家の第四女であった縁によるといふ。

前田利長（利家長男）の傍らで成長した如鉄は、九兵衛と称し、俸祿二百三十石を得て近習奉公を続けたが、やがて藩士脇田重俊の娘と結婚し、「脇田直賢」として一家を構えている。利長歿後は利常に仕え、大坂夏の陣で戦功をたてた。しかし正当に評価されぬまま鬱屈の日々を送っていたところ、寛永年間の恩賞見直しで五百七十石を増され、一挙に千石を食む身となった。この後は、御使番、三箇御算用場奉行、御小姓頭、公事場奉行、金沢町奉行等の要職を歴任している。万治三年（一六六〇）七月、七十五歳を以て歿した。

直賢は藩の吏僚として有能であったばかりでなく、文芸方面にも

## 笠井純一

優れた才能を発揮している。連歌は加賀において能順以前の第一人者といわれ、また源氏物語切紙伝授や古今伝授を受けるなど、多彩な活動を展開した。このような異能は彼が自負する通り、「作文の家」に育ったことに、多くを負うていたのであろう（如鉄によれば、その父・金時省は翰林学士）。戦乱に明け暮れた日本の武将とは異なつて、朝鮮両班層の文化水準は高いものがあつた。無論、彼の朝鮮人としての誇りは、終生揺らぐことがなかつたのである。それは晩年に退隠・入道した直賢が、「名ノミムカシニカヘリ」、「如鉄」と称したことに端的に表れていよう。

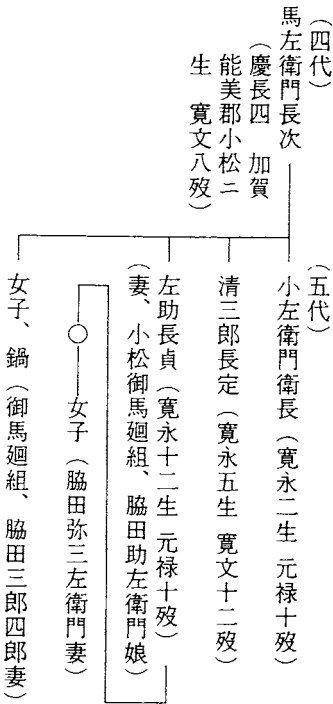
本書は、数奇な一生を送つた如鉄が、死に臨んで子孫に書き残した自叙伝である。彼はもともと、壬辰・丁酉倭乱で日本に連行され、残留を余儀なくされた「渡来朝鮮人」の一人であつた。かかる人物が日本の近世的「秩序」のなかに、どのように包摂されるのか。また彼を受け入れ、「共生」していったその社会とは、いかなるものであつたらうか。日本各地でそれぞれの生を送つた多数の捕虜のなかで、如鉄の境遇は特殊であつたのだろうか。本書は、このような問題を考える上で、有益な一視点を提供するものと思われる。

成 立

本書は万治三年正月、如鉄が二人の子息(平丞・小平)に宛てて記した形態をとるが、末尾に「筆者」として「森田庄九郎 昌成」の署名が記されている。昌成は恐らくは老眼の如鉄を扶けて本書を筆録した、著者に極めて近い人物であろう。

この筆者の名は、幕末明治期の郷土史研究に優れた業績を残した森田柿園(平次、良見)の祖、「盛昌」に良く似ているが、系譜は不明である。万治三年は、盛昌(一六六七〜一七三二)より一世代以上前だが、盛昌の著作『漸得雜記付録』(加越能文庫所蔵)所収の「先祖由来記」に昌成は見えず、また森田家に伝わる系譜類も御子孫の方に調査して頂いたが、昌成は現れないという。

しかし、同家所蔵の「長町森田家系図」(盛昌と同祖の別家)には、脇田家の人々が現れる(以上、柿園の曾孫にあたられる鈴木雅子氏の御教示による)。その一部を左に略記しよう。



三郎四郎は『家伝』にも、「利常卿近習之奉公一廉可有御取立所、

早世、不便残念ノ至り也」と記される如鉄の次男である。また「脇田助左衛門・脇田弥三左衛門」は脇田家の系図(金沢市立図書館蔵『諸士系譜』による)には現れないが、「助右衛門・弥三右衛門」ならば重俊の子息(如鉄の妻の弟)とその孫にあり、年代・代数とも「長町森田家系図」と略々符合している。

すなわち、長町森田家と如鉄家とは重縁で結ばれていた可能性が高く、「昌成」もあるいはその一員であつたかと考えておきたい。

なお『御夜話集』上巻に収める『拾纂名言記』(加賀能登郷土図書叢刊、二七二頁)には「森田少九郎」が見えるが、「昌成」か否かは詳らかでない。

諸本およびその系譜

本書は、日置謙編『加能郷土辞彙』などによって、広く知られている。また若干の連歌(発句)が載録されるため、かつて国文学研究者に着目され、部分的には翻刻されたこともあった(棚町知彌・鶴崎裕雄・木越隆三編『白山万句』、白山比咩神社、一九八五・五刊)。しかし、諸本の校合をふまえた全文の紹介と、内容の史学的検討は未着手のままである。

さて、筆者が知り得た本書の写本は、次の五種である。

- ① 金沢市立図書館蔵『家伝』 (架蔵番号 090/0/433)
- ② 同館加越能文庫蔵『松雲公採集遺編類纂』所収『脇田家伝書』 (架蔵番号 16.03/188/1)
- ③ 同館加越能文庫蔵『脇田家伝書』(青紙紙写本) (架蔵番号 16.34/88)

④ 同館加越能文庫蔵『続漸得雜記』(青野紙写本)所収

『脇田家伝書』(架蔵番号16.05.6)

⑤ 石川県立図書館蔵『続漸得雜記』(森田良郷自筆)所収

『脇田家伝書』(森田家文庫9箱)

以下、諸本の形状等を述べ、若干の考察を付しておこう(ここでは次の略称を用いる。①金沢市立図書館本/②松雲公採集遺編類纂本/③加越能文庫青野紙本/④『続漸得雜記』本/⑤森田良郷自筆本)。

### ① 金沢市立図書館本

内題「家伝」。外題「如鉄家伝記」。薄茶表紙。墨付一九枚。

一丁片面一一行。袋綴。二三×一六・五cm。

発句や書状の引用箇所以外は、カタカナ混りの文で記し、年号・地名・人名・書名・官職名には傍線を朱引し、発句には朱合点を施している。なお全般的にやや古風な表記が見られるのが特色である(例えば「秀家卿之手ニ携」など)。

末尾に次の奥書がある。

右、宝曆十二歳次壬午夏五月旬二鳥寫之畢  
元書吉田氏  
某之持本也

邑巷軒蒙鳩子記之

『六月朔日校合朱引濟』

右によれば、宝曆十二年(一七六二)五月十二日、「邑巷軒蒙鳩子」が「吉田氏某」の所蔵本を筆写したものである。「邑巷軒蒙鳩子」には『国事昌披問答』『博伽雜談』等の著作があるが、その本名に

ついで二説あつて定かではない。湯浅祇庸は加賀藩の御鷹匠丹羽惣兵衛とし、森田柿園は丹羽四郎左衛門(惣兵衛の子孫)に比定している(『加能郷土辞彙』の「国事昌披問答」項による)。

「吉田氏某」についての確たる手掛りはないが、あるいは『混見摘寫』の著者として知られる、吉田守尚ではあるまいか。『混見摘寫』の筆録は、寛保元年(一七四一)から安永四年(一七七五)までの長期に渉るが、①の筆写年代もこの期間に含まれている。また『混見摘寫』巻一二に収める脇田九兵衛関係記事には、①特有の古風な表現(先述の「携」など)が散見し、守尚がこの本を所持していた可能性を認めることが出来るよう。

さらに筆者は、守尚が藩士「伴八矢」の与力であつたことに注目したい。守尚の主家(五千石)は代々八矢を名乗るが、その祖「八矢長正」(長之)は大坂夏の陣において、如鉄同様、槍の武功があつた。そして如鉄にとっては恩人ともいふべく、その証言なくしては破格の「御加増」も望み得なかつた。このような両家の関係であれば、如鉄の自伝が八矢家に伝わつたとしても不思議ではなく、その与力守尚もまた、本書に接し得たと考えられる。

なお写本①は、金沢市立図書館が一九三九年十一月十日に購入したものが(受入番号一七〇〇一)、原蔵者等は不明である。また後述の通り、森田良郷・柿園の父子は『家伝』に深い関心を寄せたが、①は披閲していない模様である。

### ② 『松雲公採集遺編類纂』本

標題「脇田家伝書」。『松雲公採集遺編類纂』巻一八八所収。墨付三四枚。一丁片面八行。袋綴。二三・五×一七・三cm。

全体を通してひらがな混りの、写本①よりはこなれた和風の文体で表記される(例えば「秀家卿乃手にとり子となる」など)。また、①より頻繁に、「一つ書」をもって文章を区切っており、①とは別系統の写本であると思われる。筆跡は森田柿園のものだが奥書はない。末尾に富田景周撰「協田直能伝」、および湯浅祇庸識語のある「協田略系譜」を付す。

#### ③. 加越能文庫青野紙本

内題・外題とも「協田家伝書」。界高一九cmの青野紙に書写。

墨付一八枚。一丁片面一三行。袋綴。二三・五×一七・三cm。

写本②と同様の文体で表記され、頻繁に「一つ書」で区切るのも同様である。奥書はないが、行間、上部余白に別筆で多数の書入れ(朱書)が施され、「イ本」との校合が試みられている。書写年代は不明だが、料紙は明治初期に前田家編輯方で用いられた野紙である(金沢市立図書館において御教示を受けた)。

#### ④. 『続漸得雜記』本

標題「協田家伝書」。『続漸得雜記』第廿七冊(巻第卅五)所収。

界高二〇cmの青野紙に書写。墨付二一枚。一丁片面一三行。袋綴。二三・五×一七・二cm。

文体、「一つ書」は写本②・③と同様である。奥書・書入れとも認められない。料紙は写本③とは異なる青野紙であるが、やはり前田家編輯方の用箋という(『加越能文庫解説目録』による)。

なお、『続漸得雜記』は、柿園の父森田良郷(一七九〇—一八五七)が、文政から没年までに蒐録したものが、④は恐らく、その原本(次項⑤参照)から筆写したものであろう。

#### ⑤. 森田良郷自筆本

標題「協田家伝書」。『続漸得雜記』第卅五冊(巻第卅五)所収。

墨付一七枚。一丁片面一三行。袋綴。二三・四×一七・三cm。

文体、「一つ書」は写本②・③・④と同様である。箱書によれば良郷の自筆本であるが、末尾には柿園の筆(朱)で次の奥書があり、所々に書入れ(朱・墨)も認められる。

右本紙協田氏ニ伝来也 協田氏本家ハ元祖如鐵以来

世々実子相續 朝鮮種ニテ数代連綿スト云々

右によれば、良郷が見た写本は、協田氏の一分家に伝わったものと考えられる。

以上の粗描からも明らかのように、『家伝』写本には大別して二つの系統が認められる。第一は写本①の系統であり、第二は写本②・③・④・⑤の属するそれである。以下では前者を「甲類」、後者を「乙類」と呼んで区別したい。

乙類の諸本の中で、最も書写年代が古いものは、写本⑤である。そして、『続漸得雜記』写本に収録された④は勿論のこと、柿園の筆写した②や、前田家編集方(柿園も関与した)による③も、写本⑤の系譜を直接に引くものと判断される。乙類写本は森田父子の郷土史研究の営みのなかで、発掘・転写された諸本であるといつて差支えなからう(書名「協田家伝書」も、良郷が付したのかもしれない)。

これに対し、甲類①は、森田父子によって特に参照された形跡もなく、孤立した存在である。ただ写本③に施された、書入れ(朱)の「イ本」は、乙類ではなく甲類であった可能性が高い。それは例え

ば、写本①の第一丁表(六行目)に、

数百年武ニナラハサル故所々被<sub>レ</sub>討敗<sub>一</sub>

とあるところを、乙類では、

数百年武ニ習ハスる故に少々にて被<sub>レ</sub>討敗

と記しているが、写本③の上部余白に記された朱書は、

『少々にてライニ所々トアリ』

と指摘しているからである。しかし、このような例が多数認められるからといって、③の参照した「イ本」が、①そのものであったとは考えられない。なぜなら、乙類写本にはいくつかの脱文が共通して認められるが(逆に①||甲類に特有の脱文も存在し、①必ずしも善本とは言えない)、③は「イ本」をもって、それら全てを補つてはいないからである。

次に、乙類写本②・③・④の前後関係を考える手掛りとして、二つの事実を述べておこう。第一は藩主に対する尊称の違いである。諸本(甲類・乙類とわず)は歴代藩主のうち、本書成立時の藩主「綱利」(五代)、およびその父「光高」(四代、一六四五年死去)に対して「公」の尊称を用いるが、「利常」(三代)は成立時に近い頃まで存命であったにもかかわらず、同一文中でも「卿」を用いて区別している。ところが写本②のみは、全てに加賀藩主に「卿」を付し、「公」は、秀吉・秀頼および徳川将軍に限定している。かかる名分的な使い分けは近世本来のものではなく、柿園による変更とみなさねばなるまい(写本⑤においても、一箇所だけ光高「公」を見消しにして光高「卿」に訂正した箇所があり、柿園の加筆かとも考えられる)。

第二は、如鉄の子息「三郎四郎」の祿高である。その表記を整理すれば、次のように区々である。

甲類	写本①	貳百貳拾石
乙類	写本②	貳百五拾石
	写本③	貳百拾石
	写本④	貳百拾石
	写本⑤	貳百五拾石

ところが、写本⑤の当該箇所を見ると(四丁表一行目〜二行目)、「貳百五拾石」と語句の途中で改行されており、ここを注視すると一行目下端の「五」は「二」とも判読できそうである。より仔細にながめれば「五」は異筆のようにも思われ、また他行の下端に比べて、こころもち下位置に記されるかのようでもある。仮にこの文字が無ければ「貳百拾石」となるし、存在すれば「貳百五拾石」とも「貳百二拾石」とも読解されよう。乙類の祖本ともいべき⑤には、もともと「貳百拾石」とあり、ある時点で加筆がなされたのではあるまいか。

即断は避けねばならないが、乙類では写本②のみが柿園の判断に基づいて独特の表記を採用し、形状・内容からみて親近関係にある③・④は、②より若干古い写本であると言い得よう。

以上の考察をもとに諸本の系譜関係を示せば、次頁の図の通りである(一)内は、現在失われた写本を、実線は直接の系譜関係、破線は推定による系譜関係を示す)。

甲類写本 金沢市立図書館本

【吉田某所持本】①

脇田如鉄著

森田昌成筆

【原本】

〔平丞家本〕

〔小平家本〕

③の「イ本」

(書入れ)

加越能文庫青野紙本

乙類写本

【協田分家本】

森田良郷自筆本

⑤

【松雲公採集遺編類纂】本

②

【統漸得雜記】本

④

③

へ付記)

本稿を成すにあたり、写本の所蔵者である金沢市立図書館・石川県立図書館には格別の御配慮を頂き、また鈴木稚子氏、香村幸作氏(石川県立図書館)、吉本澄與治氏(金沢市立図書館)からは、貴重な御教示を得ることができた。記して深甚の謝意を表する。

なお本稿は、鶴園裕氏を代表とする文部省科学研究費補助金「日本近世初期における渡来朝鮮人の研究―加賀藩を中心に―」(一般研究B、一九八九―九〇年度)による研究成果の一部である。分担研究者である片倉穰氏は、写本①の所在を夙に筆者に示教され、また本書をめぐる研究会の席上で、中野節子氏・鶴園氏・片倉氏からは、常に適切なご指摘を頂いた。本稿はこのような共同研究の成果であるが、校訂・翻刻の責任は偏に筆者に存するので、個人名で報告することにした。三氏の御寛恕を頂ければ幸いである。

凡 例

- 一、本稿は金沢市立図書館蔵『家伝』(写本①)を底本として翻刻し、乙類諸写本をもって校合を加えたものである。
- 一、上段には底本の本文を掲げ、校訂上問題のある箇所\*印を付した。
- 一、底本の脱文は乙類写本で補ない、「( )」で囲んで示した。
- 一、底本における割註や小文字の傍書は、なるべく原形を損なわぬよう翻刻したが、本文の改行には特に留意していない。
- 一、乙類固有の「一つ書」により、文章が区切られる箇所には、本文中に「『』」を置いてそれを示した。
- 一、底本の朱書のうち、年号・地名・人名・書名・官職名等に施された傍線と、発句に付された合点は全て除いた。校訂上、特に示す必要がある朱書は、『』中に記した。
- 一、下段には乙類諸写本によって、底本との異同を註記した。ゴシック体の文言は、上段の\*印に対応している。
- 一、底本において漢字で示され語句が、乙類でかな文字で表記される場合、またその逆の場合は、煩を厭わず註記した。但し「儀／義」「姓／性」「所／処／處」「二十／廿」「陣／陳」「格／各」等の漢字や、「か／ヶ」「へ／エ」「ハ／ワ」「とも／厩」「より／も」等のカナ文字、また「候得共／候へ共」「之／の」「者／ハ」等の表記の違いには、特に留意しなかった。
- 一、下段註記のうち、②③⑤の数字は、乙類諸本②③⑤に対応している。なお、②③⑤全てに共通する異同は、「乙類」として纏めて示した。

如鉄家傳記 完

家傳

一 生國朝鮮帝都。父金氏、字時省、翰林學士。母性名失念。子名如鉄ト号ス。依ニ國風ニ幼ヨリ文章ヲ學フカユヘニ記得之。一文祿元年壬辰、関白秀吉公朝鮮ヲ襲シカ爲、肥前名護屋迄御出馬。中國四國之諸大名ヲ引卒シテ備前中納言<sup>宰相</sup>秀家卿爲ニ大將軍一釜山浦迄渡海。朝鮮ヨリモ要害ヲ構ヘ於ニ所々ニ雖レ防レ之、數百年武ニナラハサル故、所々被ニ討敗ニ、帝都モ敗比ス。于時時省父子戦死ス。子七歳ノ時也。秀家卿之手ニ擒。同<sup>年</sup>秀吉公名護屋ニ御越年、渡海ノ諸軍勢モ然也。子同年暮、備州岡山迄來ル。秀家卿ノ室、孤ヲ憐給テ御母公ヘ<sup>號ニ秀春院殿ト贈從一位</sup>利家卿<sup>子時宰相ノ室ナリ</sup>送。于時子八歳也。御母公、且亦御慈悲ノアマリニ御嫡子中納言利長卿<sup>侍從</sup>被ニ送遣ニ芳春院殿御母子兩君ノ育ヲ以テ成長<sup>ヒトトナリ</sup>。

一 利長卿、越中富山江御隱居之刻モ彼地ヘ被召連。若輩之処、恩賞ノ地百石拜領、其後百三拾石御加増、近習御奉公申上ル。加越能三國ノ大小身農工商ニ至ル迄、大半子諸事之取次ヲ被ニ仰付。然所ニ妻子依レ不レ帶、脇田氏<sup>サカ</sup>帯刀<sup>サカ</sup>先生重之カ姪ニ嫁シ、姓ヲ改ニ脇田<sup>サカ</sup>彌<sup>サカ</sup>御前近習<sup>サカ</sup>盛ナルニ因テ、爲ニ諱者<sup>サカ</sup>一<sup>サカ</sup>个年之内閉居ス。此事ナカリセハ重疊可レ預ニ御恩賞一<sup>サカ</sup>処、不幸々々。翌年芳春院殿以ニ御口入一<sup>サカ</sup>、無<sup>サカ</sup>科通被ニ聞召届一<sup>サカ</sup>、近習如レ元。一利

脚註

如鉄家傳記(外題)、②④⑤なし。③「脇田家傳書」。

家傳(内題)、乙類「脇田家傳書」。翰林學士、③④⑤「イ士」。

⑤「士」と傍書(朱)。如鐵ト号ス、③④⑤「如鐵ト号」。幼ヨリ、②「幼少ヨリ」。

③④⑤「幼時ヨリ」。ユヘニ、②「故に」。記得之、乙類「記傳之」。

襲シカ爲、乙類「襲んか爲に」。名護屋迄、乙類「名護屋まで」。引卒シテ、乙類「引卒し」。

釜山浦迄、②④「釜山浦まで」。要害ヲ構ヘ、②「要害を構ヒ」。

③④⑤「要害構」、③「要害」に「ライ」と傍書(朱)。ナラハサル故、乙類「習ハさる故に」。

所々、乙類「少々にて」、③「少々にてライニ所々トアリ」と頭註(朱)。帝都、乙類「都」、③「帝イ」と傍書(朱)。時也、②「時なり」。

擠、②「とり子となる」。③④⑤「とりことなる」。

然也、②「然なり」。子、乙類なし。③「子イ」と傍書(朱)。同年暮、④「同年」。

岡山迄、乙類「岡山に」、③「イマテ」と傍書(朱)。憐給テ、②「憐ミ給ふて」、③④⑤「憐ミ給て」。御母公ヘ、②「ヘ」を「室家也」(割註)の後

に付す。③「御母公」。號芳春院殿、贈從一位利家卿于時宰相ノ室ナリ、乙類、「号芳春院殿、利家卿于時贈一位宰相之室也」と誤記。なお、②「室」を

「室家」に、④「芳春院殿」を「芳春殿」につくり、③「贈一位ノ三字イニ利家卿ノ上ニアリ」と頭註(朱)。八歳也、②「八歳なり」。

且亦、③「其后イ」と傍書(朱)。アマリニ、乙類「あまり」。被送遣、②「ヘ被送遣」。

③「イ之方ヘ」と傍書(朱)。育ヲ以テ成長、乙類「養育を以て人となり」、③「イハククミ」と傍書(朱)。「人となりライに長(ヒトトナリ)トアリ」と頭註(朱)。

③「イナシ」と傍書(朱)。三國、乙類ナシ。至ル迄、乙類「至るまで」。帯刀、③④⑤本文なし。③「イ帯刀」(朱)。⑤「帯刀」と傍書。姓ヲ改メ、乙類「姓を改て」。

脇田、乙類「弥」。御前近習、②⑤「御近習勤」。③④「御近習」。盛ナル、乙類「盛んなる」。

因テ、乙類「依て」。一<sup>サカ</sup>个年、乙類「一ヶ年」。不幸々々、②「不幸なり」。

③④⑤「不幸也」、③「イ云々」と傍書(朱)。聞召届、乙類「聞召」。



長卿、數年腫物御煩、頻ニ御氣力減ス。慶長十九年五月廿日御逝去。三個國之上下、奉<sub>レ</sub>惜。予悲ノアマリニ、

四方はみな袖乃あまりの五月哉

利長卿御在世之時、各御遺物過分ニ被下。予並之御小姓、黄金一枚宛<sub>レ</sub>拝領ストイヘ<sub>レ</sub>尺、別而三枚<sub>レ</sub>拝領、御嫡君利常卿へ前々ノ如ク昵近奉公可仕旨被仰出、銀ニ拾枚<sub>レ</sub>拝領仕。故殿ニヲク<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>り便ナカリシヲ、當君御惠不淺。『同年大坂秀頼公、御謀叛之沙汰内々有之処、已ニ露頭、兩御所様關東ヨリ御出馬。利常卿北國ヲ引卒シ御手勢三萬餘騎ニテ金澤十月御立、於ニ大津一兩御所様江<sub>レ</sub>御目見也。其時高岡ヨリ相越<sub>レ</sub>侍共何<sub>レ</sub>茂猶預イタクシ、大津迄御供仕者四人<sub>北川久兵衛 高田傳右衛門 野村角丞 某</sub> 早速取合<sub>レ</sub>神妙ニ被思召之旨、御意ニテ右面々金銀<sub>レ</sub>拝領、時ノ面目也。』御陳所嵯峨<sub>レ</sub>釋迦堂也。諸勢休息シテ大坂<sub>エ</sub>押寄、數日相挑ト云ヘ<sub>レ</sub>尺、名城タルニヨリ無理攻難<sub>レ</sub>叶御<sub>レ</sub>成、翌年ノ春兩御所様諸國共ニ御帰陳。『右御アツカイハ一旦互ノ御謀ヤラン。又大坂表蜂起ニ付、兩御所様御出馬諸國如元。京都少御逗留ニテ五月五日ニ御押寄。六日ニ大坂ヨリモ勢ヲ出シ、寄手ノ先手掛合せ、所々ニライテ迫合、大坂勢不叶シテ引取。七日惣寄<sub>セ</sub>、大御所様天王寺口、將軍秀忠公玉造口、此御先手利常卿也。敵茶臼山迄取出、矢合初<sub>レ</sub>テ互ニ鬪戰ス。先手岡山所々ニテ鎗ヲ合<sub>セ</sub>、敵城中へ取入。』旗本御崩シ惣掛リニ成テ玉造口惣構モカ、ユル事ナラス。敵ニ之丸迄引退、惣構ハ敗ル諸勢ハ真田丸<sub>江</sub>乗入、某・葛巻隼人・原與三右衛門・河合數馬四人、玉造ノ埋門ヨリ乗入処ニ、左手ノ四辻ニ味方多勢タマリ居申候間、其場<sub>江</sub>乗入、向<sub>レ</sub>見渡候へハ、味方一町モ先ニ六七騎モ指

御煩、頻ニ御氣力減ス、乙類「御刀」。②⑤「御刀」の次に虫食跡を表示。③「ニ付御刀ノ四字イニ頻ニ御氣力減シトアリ」と頭註(朱)。廿日、乙類「廿日」。三個國、乙類「三ヶ國」。悲ノアマリニ、乙類「かなしみの餘りに」。

被下。予並之御小姓、黄金一枚宛、乙類欠文。③「イ被下。並之御小姓、黄金一枚宛」と頭註(朱)。拝領ス、乙類「拝領する」。三枚、②「金三枚」。⑤「金」と傍書(朱)。拝領、③「イス」と傍書(朱)。前々ノ如ク、乙類「如前々」。便ナカリシヲ、乙類「便りなかりしを」。御惠、乙類「惠ミ」、③「イ御」と傍書(朱)。沙汰、乙類「沙汰仕」。已ニ露頭、②「已に」。③本文「已」につくり「イ露頭」と傍書(朱)。④「已」。⑤「已ニ」。北國ヲ、②「北國勢を」。御目見也、②「御目見なり」。侍共何茂猶預、乙類「侍とも誰も猶豫」。③「誰」に「イ何」と傍書(朱)。大津迄、②「大津まで」。北川久兵衛・高田傳右衛門・野村角丞・某、乙類割註とせず大書し、北川・野村・高田・某の順番に記す。③朱括弧にて囲み「北川ヨリ某マテライニハ註トナシテアリ」と頭註(朱)。なお②「角之丞」。神妙ニ、乙類「神妙」。之旨、③「候旨」。右面々、乙類「右之面々(江)」。金銀、乙類「金子」。③「イ銀」と傍書(朱)。拝領、②「拝領被仰付」。③本文「拝領」につくり「イス」と傍書(朱)。面目也、②「面目なり」。釋迦堂也、②「釋迦堂なり」。云ヘ<sub>レ</sub>尺、②「いへとも」。③④⑤「いへ共」。嚙ニ成、乙類「あつかひになり」。翌年ノ春、③④⑤「翌年春」。諸國共ニ、乙類「諸國司共」。アツカイハ、乙類「扱ハ」。蜂起ニ付、乙類「蜂起ニ付て」、⑤は「付」を傍書。京都少、②「京都に少シ」。逗留、乙類「逗留」。掛合せ、乙類「かけ合」。ライテ、乙類「於て」。惣寄せ、②「惣寄なり」。③④⑤「惣寄也」。利常卿也、②「利常卿なり」。リテ互ニ鬪戰ス、先手岡山所々ニテ鎗ヲ合セ、乙類欠文。ナラス、乙類「不成」。迄、②「まで」。惣構ハ、②「惣構」。③「惣」。④「惣ハ」。⑤本文「惣ハ」につくり「鉢敷」と傍書。玉造ノ、乙類「玉造口之」。乗入処ニ、乙類「乗込ニ」。左手ノ、乙類「左手」。乗入、乙類「乗込」。見渡、②④⑤「見渡し」。指物、乙類「指物を」。

物見付ルヤ否馳加。向ノクツレ土居ニ白ハレンサシタル足輕ノ者百餘モ鐵砲打出ス。待カケタル敵モ突テ出ル。味方モ同シ。敵大勢ニヨツテ味方突退ラル。其時矢野所左衛門討死ス。是ヨリ前ニ迫合有之由。一「味方突退ラレ其場ヲ見申候得ハ、跡先二三町カ間敵味方一人モ不レ見敗北ス。町筋ニ某・古屋所左衛門兩人詞ヲカハシ殘ル。于時葛巻隼人馳加リ左ノ方ニ有。黒ホロ金ノ切圍ノダシ也。其次ニ梶川弥左衛門、地白ノ羽織小姓組番指物シナイ。其内ニ味方少々馳加ル。敵味方散々ニ鎗ヲ合、脇田帶刀・江守角左衛門モ馳加ツテ敵ヲ突クツス。玉造口同ニ丸黒門當手ヨリ敗ル。後日大坂表武功御穿鑿ノ時、松平伯耆申ハ、九兵衛手前古屋ト兩人、ヲクレロニ殘タル規模、並ヲ越タル儀ト申処ニ、山崎閑齋尤ト諾ス。然処、加増惣並之事、其方遺恨ニ可存候由被レ申。尤我等猶以其憤不レ淺由申候ヘハ、一度存分ニ可達由、慥ニ伯耆申之處、病氣不本復死去。我等遺恨不淺次第也。一「御穿鑿之場ニテ我等申ハ、葛巻ト玉造惣構ヨリ同事ニ乗込、某ハ二度目之鎗ヨリ三度目トモニ手ニ合候。葛巻ハ三度目ニ加リ候。然レハ我等規模ト存候ト申候得ハ、閑齋曰、兩人ハ二鎗場迄馬ニテ參候ヤト。不審尤、四辻迄兩人ナカラ馬ニテ參候由答フ。其後閑齋其外之面々モ菟角之無言句。一「水野内匠死去ノ刻迄、毎度參會之節、其方最前ノ働並ヲ越タル処如何ノ義ニテ、御加増其シルシ無レ之哉ト申。一「右鎗ノ御吟味、何某ト云モノ、口上ヲ以、被レ相究、子細ハ、何かシ初度ノ鎗ヨリ其場ノ手ニ合候間、三度ノ内初度ノ鎗一廉規模有之ト存、三度目之鎗御吟味ノ時、葛巻申候ハ、古屋所左衛門ハ隼人ヨリ一足先歟、儲何某ト葛巻トハトタント參候ト申時ニ、何

見付ルヤ、②「見付るなり」。馳加、②「馳加リ」。クツレ、乙類「崩れ」。サシタル、乙類「指たる」。百餘モ、乙類「餘多」。カケタル、乙類「懸たる」。ヨツテ、乙類「依て」。討死ス、乙類「討死」。迫合、乙類「一迫合」。由、③④⑤「よし」。

突退ラレ、乙類「突退らる」。方ニ、乙類「方ハ」。ホロ、乙類「ホロ」。金ノ、乙類「金」。ダシ也、②「出シなり」。③④⑤「出シ也」。其次ニ、乙類「其次」。指物シナイ、④「物」を傍書(朱)。ニ鎗ヲ合、脇田帶刀・江守角左衛門モ馳加ツテ敵ヲ突クツス。玉造口同ニ丸黒門當手ヨリ敗ル。後日大坂表武功御、乙類欠文。但し②「迫合」と記す。⑤「迫合カ」と傍書。

ヲクレロ、③④⑤「後れ口」。殘タル、乙類「残りたる」。然処、乙類「然処ニ」。惣並、乙類「物並」。存候由被申、②「存申候」。③④⑤本文「存候申」につくり「申」の右に「事カ」と傍書。尤、乙類なし。慥ニ、乙類「慥」。處、乙類「処(所・處)ニ」。不本復、乙類「不復」。我等、乙類「我等迄」。次第也、乙類「次第」。

申ハ、乙類「申候」。乗込、乙類「參迄」。トモニ、②「共ニ」。然レハ、乙類「然ハ」。日、②④⑤「云」。③「云フ」。凡ニ、乙類「共ニ」。鎗場迄、②「鎗場まで」。參候ヤト、乙類「參やと」。四辻迄、②「四辻までハ」。③④⑤「四辻迄ハ」。參候由答フ、乙類「參り候由答」。面々モ、乙類「面々ニも」。

刻迄、②「刻まで」。節、乙類「刻」。哉、③④⑤「や」。何某ト云モノ、②③⑤「何某と言者」。④「何某言者」。被相究、乙類「被究」。子細ハ、乙類「子細」。何かシ、乙類なし。初度ノ鎗、乙類「初鎗」。有之ト存、三度目、②③「有之後三度」。④⑤「有之存三度」。儲何某ト、乙類「扱某と」。トタント、②「とたんに」。③④「とたんと」。⑤本文「とたんと」につくり「に歟」と傍書。何カシカ曰、乙類「何某か」。

カシカ曰、葛巻左様ニハ申候へ尺、我等ハ一足跡ノ由申ニ付テ  
 惣様借モ有様ノ申分、御前ニモ神妙ニ被レ思召之一由也。然所  
 ニ極ル御加増ニ至テ、右之次第甲乙ニ被レ下ニ依テ、何某後悔ニ  
 存、後ノ御吟味ノ時偽ヲ申、初ノ正直無ニナリ申候。三度目ノ迫  
 合ノ場ノ様子ヲ以テ、勝劣御穿鑿令決定故也。『大樹秀忠公御他  
 界之時、大坂戦功御吟味再興之時、先年之御吟味某殘リ申事露頭  
 シ、並ヲ越、四百三拾石ノ本知之上ニ、五百七拾石御加増、引合  
 千石ノ御一行頂戴、御鉄砲御預御使番ニ被仰付、無ニ比類ノ規模  
 數年之遂ニ鬱憤、家ノ面目何事カ如レ之。剩嫡男平丞三百石、次男  
 三郎四郎利常卿近習之奉公、一廉可有御取立處、早世、不便殘念ノ至リ也、貳百貳拾石、三男小平貳百石、  
 度々ニ被レ召出、御知行拝領仕候。

一後ノ御吟味之時、某申候ハ、先年ノ御穿鑿之次第、古屋所左衛  
 門一、葛巻隼人二、梶川弥左衛門三、如此御加増被下候。昔ヨリ  
 承及候ハ諸人ニ一足踏出シ、一番鎗トハ申候。孟ノ召出シノ様ニ  
 三人突出ル迄殘ノ者猶預可仕候哉。此段先年ヨリ遺恨ニ存トイヘ  
 トモ、某若輩ト申、高岡ヨリ罷越新參同前ユヘ、松平伯耆ヲ以テ  
 可立御耳ト存處、伯耆死去故、無是非數年ヲ送候處、此度之御吟  
 味ニ達御耳事忝通、近習篠原宗榮ヲ以テ申上ル。尤神妙々々。左  
 様ニ可有之ト被成御意候。『伴八矢岡山ニテ鍵ヲ合、其後又町口  
 鎗場ヘ加、其時某殘居申候ヲ八矢健ニ見申候由、二度目ノ御吟味  
 ノ時申上ル。此方ヨリ證據ニ引不申候處ニ、八矢如レ是申候ニ付  
 而、利常卿弥被聞召届、御加増惣並ヲ越如件。  
 『利常卿小松御隱居ノ時、某小松ヘ可被召連人數之処ニ、光高公某  
 被召仕度通被仰上候へ尺、一二往ニテ御許諾無レ之。然ラハ可レ

左様ニハ、乙類「左様ニ」。申ニ付テ、②③⑤「辞申に(ニ)付テ」。④「辞申  
 候付テ」。借モ、乙類「扱も」。ニモ、乙類「ニても」。由也、②「由なり」。  
 然、乙類「然る」。極ル、②「極月」。次第甲乙ニ被下、②「次第被申候被下」  
 ③「次第と申被下」。④⑤「次第被申被下」。何某、乙類「何かし」。ナリ申、  
 乙類「成申」。迫合ノ、乙類「迫合」。以テ、乙類「以」。時、③「イ後」と  
 傍書(朱)。先年之、乙類「先年之働」。某、乙類「其」。③「イ某」と傍書  
 (朱)。引、③「イ都」と傍書(朱)。一、③「宛イ」と傍書(朱)。御預、②「御  
 預ケ」。御使番ニ、乙類「御使番」。規模、乙類「頭規模」。③「頭」に「イ  
 ナシ」と傍書(朱)。平丞、②「平之丞」。利常卿近習之奉公、一廉可有御取立  
 處、早世、不便殘念ノ至リ也、乙類割註とせず大書。但し③は括弧(朱)で囲み  
 (一)ノ内イニハ註トナセリ」と頭註(朱)。なお乙類は「近習」を「御近習」  
 に、「至リ也」を②「至なり」、③④⑤「至也」につくる。

貳百貳拾石、②「貳百五拾石」③④「貳百拾石」、⑤は「貳百五拾石」につく  
 るが、行末に記された「五」は異筆の追記かと思われる。仕候 ③「イス」と  
 傍書(朱)。

御穿鑿之次第、乙類「御穿鑿之次第」。一番鎗トハ、乙類「一番鎗と」。召  
 出シノ、④「召出し候」。殘ノ、乙類「残り之」。猶預、乙類「猶豫」。イヘ  
 トモ、③④⑤「いへ共」。ユヘ、乙類「故」。伯耆、乙類「伯耆守」。以テ、  
 乙類「以」。存處、乙類「存候所」。事忝通、乙類「事々以通」。近習、乙類  
 なし。以テ、乙類「以」。神妙々々、乙類「神妙候」。

町口、②「町中」。加、②「加り」。其時某、乙類「某其時」。見申候由、②  
 「見申由」。③④⑤「見申候よし」。不申候處、乙類「不申候(處)」。如是、  
 乙類「如此」。弥被聞召届、②「後被聞召候よし」。③④「後ハ聞召候由」。  
 ⑤「後ハ被聞召候由」。惣並ヲ越、乙類「並を越」。

光高公、②「光高卿」。某、乙類「某を」。然ラハ、③「然は」につくり「ラ」  
 を右傍に小書。

被進候、大坂表之事ナト被仰立、面目ラシキ御意ノ由、光高公御直ニ被仰聞候。

一寛永廿年五月、御小姓頭ニ被仰付、神尾主殿助江戸ヨリ光高公御書持參、前田出雲守ト兩人被申渡、御意之趣ソレカシ・中村惣右衛門、御小姓頭ニ被仰付候間、常々御奉公ニ不限、御心持有之御意之趣、主殿口上ニ被申渡、料分貳百石拝領申候。

小性頭之内、津田源右衛門・松平采女就病者數年任断指除候。此度兩人儀小性頭申付候。連々思寄事ニ候間、可得其意候。委曲神尾主殿助可申候。かしく。

五月十九日 筑前 光高 御判

脇田 九兵衛殿

中村惣右衛門殿

右御書頂戴仕トイヘ、予存ル通有之ニ付而、今枝民部方マテ以書付申上。

覚

一私儀、此跡 中納言様御近習之御奉公被 仰付候処、眼かすミ其上筋氣痛不行歩ニ付、西尾隼人取次、誓紙を以御理申上、被成御赦免、御役人ニ罷成候。其後御算用場被 仰付候へ共、御國ニ而之御奉公故、唯今迄相勤申候。

一古肥前様以来、御近習之御奉公仕来、且而公儀向不存候。今ほとまして御旗本衆一人 存不申候へハ、年罷寄眼かすミ候てハ、若役之御奉公公界向難勤、其段別而迷惑奉存候。

一少將様 終御奉公不申上候処、跡々忝仕合難有奉存候。私叶申御奉公ハ如何様 申上度覚悟御座候。併寛永八年大坂表之義

大坂表之事ナト、乙類「大坂表之事ハたと」。②「表」なし。光高公御直ニ被仰聞候、乙類なし。

寛永廿年、③「イ光高公御代」と傍書(朱)。御小姓頭ニ、乙類「御小性頭」。神尾主殿助、②「神尾主殿」。③④「神尾主殿殿」。⑤「神尾主殿殿」につくり二番目の「殿」の左に「ヒ」と傍書。光高公、②「光高卿」。⑤「公」を見消しとし、「卿」と傍書。

前田出雲守ト、乙類「前田出雲守」。ソレカシ、乙類「某」。

御小性頭ニ、乙類「御小性頭」。

思寄事、乙類「思召寄事」。

神尾主殿助、乙類「神尾主殿」。

有之ニ付而、乙類「有之ニ付」。以書付、乙類「書付を以」。

不行歩ニ付、乙類「不行歩」。誓紙を以、乙類「誓紙」。

唯今、乙類「只今」。

今ほとまして、乙類「今程さして」。

存不申候、乙類「不存候」。年罷寄、乙類「年寄」。

迷惑、乙類「迷惑」。

終ニ、③④⑤「終」。

私叶、乙類「私二叶」。

覚悟、乙類「覚悟」。

中納言様重而御吟味之刻、最前私並結句上めの御加増被下者<sup>ニ</sup>茂越、過分之御加増拝領仕、物頭被仰付、外聞実儀忝冥加至極、難有奉存候へ共、眼かす<sup>ミ</sup>筋氣御座候故、御近習御奉公御断申上、御役人<sup>ニ</sup>罷成申候。唯今早速御請申上候儀、連々たまり申候様<sup>ニ</sup>中納言様思召之処も難斗、迷惑<sup>ニ</sup>奉存候。其上御代々諸侍、年頭之御礼等をも、人持之次<sup>ニ</sup>御鉄砲頭申上、其上いつれの組頭<sup>ハ</sup>御鉄砲頭<sup>ハ</sup>自然之時も御先手<sup>江</sup>加り申候<sup>ニ</sup>而諸<sup>ハ</sup>侍望申<sup>ハ</sup>規模之御役<sup>ニ</sup>御座候<sup>而</sup>諸<sup>ハ</sup>事おとなしく御代々成来候。ケ様之儀心中乍存、忝と迄申上所存、表裏御座候へ<sup>ハ</sup>、結句御うしろくらし儀と奉存候間、乍恐如此<sup>ニ</sup>候。尤御帰城待付可申上儀<sup>ニ</sup>御座候得共、私老後露命難斗、餘之儀替候条、先貴殿迄申入候。右之趣表向<sup>ハ</sup>被立御耳儀者、御訴訟かましく候間、御内々を以、御前可然様奉頼候。以上。

六月六日

脇田九兵衛

今枝民部殿

民部返書

猶以御内状<sup>并</sup>御書付之儀、此度かなめ<sup>ニ</sup>候間、御次<sup>而</sup>御被見<sup>ニ</sup>可入由、被仰越候。一世之御申分、今な<sup>ら</sup>てハ懸御目申ましきと御認御は<sup>し</sup>かに<sup>ニ</sup>候。御小姓頭之事、人持中にも其器用多無之など、随分被思召寄候處、此度御書付さ<sup>た</sup>の外<sup>ニ</sup>存候得共、事之外之御存分、我等か、ゑも又御つりも請可申かと千万不可然候へ共、入御披見申候。御書付入御披見、被思召相違、御きもつふしの躰<sup>ニ</sup>相見<sup>江</sup>申候。以上。

今度、伊藤宇右衛門御知行被仰付、爲御礼參上、御便状到来。具

上めの、乙類「上目之」。③⑤「上」に「ウハ」と傍書。被下者、乙類「被下候者」。

唯今、乙類「只今」。

思召之処も、乙類「思召も」。迷惑<sup>ニ</sup>、乙類「迷惑」。其上、乙類なし。

御鉄砲頭<sup>ハ</sup>、乙類「御鉄砲<sup>ハ</sup>」。

侍望申<sup>ハ</sup>規模之御役<sup>ニ</sup>御座候<sup>而</sup>、諸<sup>ハ</sup>底本に欠落、乙類を以て補<sup>フ</sup>。

ケ様、乙類「か様」。

忝と迄、②「忝旨」。③「忝と」。④⑤「忝迄」。

如此<sup>ニ</sup>、乙類「如此」。

民部返書、乙類「民部返状」。

御次<sup>而</sup>、③「御次<sup>ニ</sup>而」。御被見<sup>ニ</sup>、乙類「御被見」。

懸御目、乙類「掛御目」。

はしき<sup>ニ</sup>、乙類「はし書」。

多無之、③④⑤「多無候」。思召寄、乙類「思召」。候處、乙類「候處(所)」。

さ<sup>た</sup>の、④「さの」。外<sup>ニ</sup>存候、乙類「外存候」。

か、ゑも、乙類「かたへも」。

躰<sup>ニ</sup>、③④⑤「躰」。

具、②「具」。

令拜見候。

一今度、貴殿御小姓頭被仰付御行當之由、御外聞珍重候へ共、如仰御年被寄、御近習御役御迷惑たるへきと何茂御噂申御事候へき。一度中納言様御赦免被成、御國之御用被仰付候処ニ、御眼かすみ御筋氣、彼は公界向御奉公難成、第一中納言様江御奉公御断御申上、安々と御請も御前如何可被思召候哉。右方御たまりニ成候而一入御迷惑之由、此段御尤ニ候。連々乍存其段申上候事不成物と御推量之由、併貴殿被思召とハ、御前御意之通、各別の事候故、弥とかく愚意ニ不及候。

一玉井藤左衛門・山森吉兵衛、御馬廻組頭被仰付、貴殿御小姓頭、結句兩人方劣申由、御書中ニ候。御前ニ被思召候とハ、天地相違之所、不及是非候。中納言様六年以前ニ御隠居被遊候節、御小姓頭之儀、津田源右衛門病者ニ罷成候。松平采女儀ハ伯耆守孫故、被仰付候へ共、其器量無之、誰ニ而茂御指替有度との御父子様御内談度々と相聞申候。御家中大勢之御人持ニ候へ共、其仁無之、御延引被成候。御馬廻組頭ニ被仰付候衆などニハ、中く可被仰付躰ニ而無之と相聞へ候。御小性頭始而被仰付候ハ丹羽織部ニ而茂、大正寺ニて手ニ合、大坂岡山ニ而其分御加増被下候。其以後安彦左馬、葛巻隼人、杉江兵助、津田源右衛門、何も歴々ニて候。御加増もそれく被仰付候。近年中納言様御代ニケ様之仁御馬廻組頭ニハ不被仰付候歟と存候。併貴殿思召方色々被仰立候上ハ、御別紙御状并御書付其ま、可致披露と存候へ共、此分ニ而ハ相手も出来、又第一御前向不可然候歟と存候故、御同名小平殿・中村六之丞を我等所江呼、一談合いたし、御氣ニ入候

行當、乙類「行當り」。御外聞、乙類「外聞」。珍重ニ、乙類「珍重」。如仰乙類なし。たるへきと、乙類「可為と」。候へき、乙類「候得共」。

被思召とハ、乙類「被思とハ」。事、乙類「事」。

御馬廻組頭、乙類「御馬廻頭」。

津田源右衛門、乙類「津田源右衛門義儀」ハ。

度々と、乙類「度々」。相聞、乙類「相聞得」。

組頭ニ、乙類「組頭」。

ニ而茂、乙類「ニ而候」。其分、乙類「其時分」。

其以後、乙類「其後」。安彦左馬、乙類「安彦左馬助」。

組頭ニハ不被仰付候歟、乙類「組頭ニ被仰付候歟」。思召、乙類「思召寄」。

不可然候歟、乙類「不可然」。

六之丞、乙類「六丞」。御氣ニ入、③④⑤「御氣入」。候間敷、乙類「間敷」。

間敷候へ共、御書付引直、大形御存分之躰<sup>ニ</sup>認直、其よりの筆跡<sup>ニ</sup>小平殿へ能被似<sup>ハ</sup>候故、調させ<sup>一</sup>昨日、御前江上申、以之外<sup>ニ</sup>思召<sup>ニ</sup>相違仕合<sup>ニ</sup>候。中納言様も此役儀被仰付候ハ、糸仕合<sup>ニ</sup>可存之由、御意<sup>ニ</sup>候。筑前様も過分之規模と思召寄外聞旁被仰付候處<sup>ニ</sup>、其身左様<sup>ニ</sup>存候へハ、諸事不祥<sup>ニ</sup>可存候。自然之御用<sup>ニ</sup>茂組中裁許難成事<sup>ニ</sup>候間、御指替可被成と被<sup>ニ</sup>思召候旨、御内意<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>以之外御氣<sup>ニ</sup>不入候。

一御父子様連々被思召候者、御代々御小姓中御用<sup>ニ</sup>立候者、數多有之候。自然之時、難所江者御自身御手向可被成候。其時分第一御小姓を以、御勝利たるべく候。其頭たるへきもの人多内<sup>ニ</sup>茂誰<sup>ニ</sup>而可有之歟と數年御父子様御吟味と相聞申候。然所<sup>ニ</sup>、御馬廻組頭劣候との御存分、我等共初合点不參候。定而御思案たるへきとハ存候得共、天地相違之事<sup>ニ</sup>候。

一御眼かすみ御年被寄、江戸辺御供等難成、第一先年、中納言様江御断之筋目相違之御断迄ハ尤候。然共、餘り其分<sup>ニ</sup>被仰立候へハ御奉公人作法も如何可有之哉と、此段も難斗、少御存分之通を<sup>茂</sup>書加申候へキ。認替候下書、小平殿方可被進之由<sup>ニ</sup>候間、可被遂御被見候。右御書付をハ拙子<sup>ニ</sup>御預置<sup>ニ</sup>候。具<sup>ニ</sup>小平殿方可被申入候。恐惶謹言。

六月十九日

今枝民部直恒

脇田九兵衛様 御報

達而可及御断方且ハ恐多により、御小將頭御請申上。

一同年九月、江戸江被召寄、翌年、大千代様御三歳<sup>ニ</sup>被爲成候間、御白髮可上之旨、御内意<sup>ニ</sup>テ、正保二年正月廿一日、御守殿<sup>ニ</sup>之

認直、乙類「認直し」。其より、乙類「夫より」。小平殿へ、乙類「小平殿」。候故、調させ、底本欠文、乙類により補う。上申、乙類「上申候」。以之外、乙類「以之外<sup>ニ</sup>」。思召<sup>ニ</sup>、乙類「思召」。相違、乙類「相違之」。仕合<sup>ニ</sup>、乙類「仕合」。候處<sup>ニ</sup>、④「候所」。左様<sup>ニ</sup>、乙類「取様<sup>ニ</sup>」。思召候旨、乙類「思召之旨」。以之外、乙類「以之外<sup>ニ</sup>」。

候者、③「候<sup>ニ</sup>」。御用<sup>ニ</sup>、乙類「御用」。たるへく、乙類「可為」。多内<sup>ニ</sup>、②「多キ内<sup>ニ</sup>」。

相聞申候、②④⑤「相聞へ候」。③「相聞候」。然所<sup>ニ</sup>、乙類「然處(所)」。初、乙類「始」。たるへきとハ、乙類「たるへきと」。

事<sup>ニ</sup>候、乙類「事」。

難成、乙類「難被成」。

御断迄ハ、乙類「御断迄」。尤候、乙類「尤<sup>ニ</sup>候」。然共、乙類「然とも」。

餘り、乙類「餘」。

候へキ、乙類「候キ」。

御預置<sup>ニ</sup>候、②「御預被置」。③④⑤「御預置」。具<sup>ニ</sup>、③④⑤「具」。

六月十九日、乙類「六月廿九日」。

達而可、乙類「奉而不」。御断方、乙類「御断義(儀)」。

同年、③「イ正保元」と傍書(朱)。

白髮、③④⑤「志らか」。可上之旨、乙類「可上旨」。③「イ之」と傍書(朱)。二之間、乙類「二ノ間」。

間 光高公御前ニテ御髪<sup>置</sup>御シラカ上ル。大千代様ヨリ康光御脇指、光高公ヨリ黄金・御小袖、女共方江銀子、大姫君様ヨリ女共方江銀子・御小袖、何茂塚原次左衛門并御局ヲ以、過分ニ拝領仕。于時御悦儀上句ヲ奉ル。

いた、くや千年始乃霜の松

直賢

見とりも春になひく呉竹

光高公

長閑なる池乃岩ほに鶴の居て

光高公

『大千代様御髪置之儀式 大樹家光公達 上聞、何者上候哉ト御尋ニ依テ、某名被聞召上、夫婦子孫繁昌ノ者、其上大坂表ノ武功モ被聞召上旨 光高公御直ニ被仰聞候。奥方ヨリハ御局ヲ以、是又被仰聞候。其比此沙汰江戸御屋鋪中并金澤ニモ少々可有傳聞候。』

『悲哉、同年四月五日 光高公トミニ御カクレ、其程ノ次第難尽筆紙。子カナシミニ不堪、當座ニ上句ヲ設ケ百韻獨吟。』

花はちりて日々になけきの茂り哉

直賢

『一回忌十百韻ヲツ、リ影前ニ備奉ル。』

花ハあたのたとへ有けり去年乃夢

直賢

とふ跡の花やけりぬる軒の艸

花にちる下にかくる、袖乃露

いかにしていかに卯月のほと、きす

まほろしの傳やかたへり郭公

しとふなよ月の都を本津人

かたよらぬ影や最中の秋乃月

光高公、②「光高卿」。

光高公、②「光高卿」。女共方、乙類「女方」。③「イ共」と傍書(朱)。

塚原次左衛門、乙類「塚原治左衛門」。③「原」の右に「本イ」と傍書(朱)。

御悦儀、乙類「御祝儀義」。

いた、く、②「戴く」。霜の松、②④「松の霜」。③本文「松の霜」頭註「松の霜イに霜のまつ」(朱)。⑤「松の霜」。③本文および⑤の「霜」には「ユキ」とルビ。

見とり、②「みとり」。呉竹、③④⑤「くれ竹」。光高公、②「光高卿」。

光高公、乙類「同」。

被聞召上旨、③「被聞召上而」につくり「而」に「イ旨」と傍書(朱)。④「被聞召上而」。⑤「被聞召上而」につくり「而」に「旨」と傍書。光高公、②「光高卿」。被仰聞候、②「被仰聞候由」。⑤「被仰聞候」につくり「由」と傍書。奥方ヨリハ、乙類「奥方より」。屋鋪、乙類「屋敷」。金澤ニ、②「金澤江」。③「金澤江」につくり「イニ」と傍書(朱)。④⑤「金澤へ」。

光高公、②「光高卿」。トミニ、②「頓ニ」。③「トニ」につくり「イミ」と傍書(朱)。④「トニ」。⑤「トニ」につくり「トミ」と傍書(朱)。

御カクレ、乙類「御隠れ」。

カナシミニ、乙類「悲ニ」。設ケ、乙類「もふけ」。獨吟、③「イナシ」と傍書(朱)。

花はちりて、③この上に「独吟」と小書(朱)。なけきの、②「悲きの」。

一回忌十、乙類「一回忌に」。③「会」に「問イ」と傍書(朱)。百韻、③④⑤「百韻」。ツ、リ、乙類「つくり」。影前ニ、②「御影前ニ」。⑤「影前ニ」につくり「御」と傍書。備奉ル、②「奉備」。③「備奉ル」につくり「備」に「イ供」と傍書。

花ハあたの、乙類、以下の句の頭に「第一」から「第十」までの番号を記す。直賢、②なし。けりぬる、乙類「ふりぬる」。④「る」を傍書。かくる、③「か、る、」につくり「イく」と傍書(朱)。まほろしの、⑤「まほろしや」につくり「や」に「の」と傍書。本ノマ、乙類なし。



山の端の心あわせや今朝の月  
淡雪乃あわとみし世の恨哉

武蔵野の煙くらへや雪の富士

『光高公御逝去以後、大千代様御幼君、三ヶ國之御仕置立歸り、利常卿万端御身ニ引掛、無間斷被仰付。某古へ二越、別而忝御意共折々之證文如左。』公事場奉行被仰付、其後金澤町奉行可仕由御意之処大役重疊、難勤旨達而御断申上ル。然者公事場其外、少々御用共可爲御赦免、御小姓頭并町奉行可令裁許由、重而被仰出、今以相勤。利常卿折々、予ニ御懇之御意、奉書ナト略書記之。

慶安年中、小松葭嶋ニテ御茶被下刻、當座、

月『〇』よし嶋ねの木立今朝乃雪

金澤江罷歸以後、小松ヨリ到来之状、

御別紙御状、令拜見候。今度者御仕合忝所殘珍□ニ存候。貴殿

哥道心かけ連哥かうしや之由、被聞召上御噂之由、古左近・

左門江御意之旨ニ候。就其御墨跡をも俄ニ取ニ被遣候と右兩人

物語ニ候。扱々御手柄哥道之冥加ニ御叶候と申事ニ候。將又上

句四句迄調可進之旨、得其意申候。内々左様ニ存候。土州江令

相談、追而可申達候。以上。

十一月廿日

津 玄蕃

脇 九兵様 御報

又一通

先日孝治之第三仕置被申候。

一時雨跡に深山の里とひて

孝治

脇 九兵様 御報

又一通

先日孝治之第三仕置被申候。

一時雨跡に深山の里とひて

孝治

脇 九兵様 御報

又一通

みし、乙類「見し」。恨哉、乙類「うらみ哉」。

煙、②「烟り」。③④⑤「けふり」。くらへや、②「くらへの」。③「くらへ」

につくり「イヤ」と傍書(朱)。④⑤「くらへ」につくり「の欺」と傍書(朱)。

光高公、②「光高卿」。御逝去、③「御逝去」。立歸り、乙類「立歸」。

無間斷、乙類「日夜無間」。古へ二越、乙類「儀右之趣」。

公事場其外、乙類「公事」。

御懇之、乙類「御懇意之」。御意、乙類「御意之趣」。

月〇、乙類「月夜」。嶋ね、②「嶋根」。雪、③④④「ゆき」。直賢、底本欠

落、乙類により補う。

今度者、乙類「今度」。忝所殘、乙類「無殘所(處)」。

珍□ニ、乙類「珍重」。

心かけ、乙類「心懸」。かうしや、乙類「巧者」。

左門、②「品左門」。⑤「左門」につくり「品」と傍書。御墨跡、④「墨跡」。

被遣候と、②「被遣候由」。③「被遣候」。④⑤「被遣候由」。但し⑤は「由」

を傍書。

哥道之、乙類「哥道」。御上句、乙類「御」を大書。

四句迄、②「四句目迄」。③④⑤「四句目まで」。

脇 九兵様、乙類「脇九兵衛様」。

里とひて、②「里をとひ」。③④「里とひ」。⑤「里とひ」につくり「を」と傍書。

葭嶋ニおゐて

岩にたに心有けり雪の庭

明宣

一市川長左衛門御茶被下候砌、仕合之様子、脇九兵衛江物語仕候。事之外御感ニ御座候。

一脇田九兵衛御茶被下候節、九兵衛連歌よく仕候。あれほと仕ものなく候。只之ものにてハ無之由、品川左門江被仰聞候旨、古左近方被申聞候。九兵衛葭嶋ニ而發句、定而御聞可被成候。自是書付不進之候。右上句左近書写被申候間、御詠覽ニ入可申と存、定家小色紙俄御掛被成候義、九兵衛ニ御見ても可被成ためニ被為掛由、是又左近被申聞候。哥道にも何茂冥加ニ叶たる仕合と申儀ニ候。餘無比類故、爲御知如此ニ候。以上。

十一月廿日

津田玄蕃

今枝弥平次様

承應元年ノ正月、小松可令參賀卜存候処、

年頭爲御礼、御手前此地江可被罷越之旨、相立御耳。寒氣之節候之条、罷越儀必無用ニ候。此地江參候同前被思召候間、緩々と可有養生之旨、被仰出候。尤可忝御仕合候。恐々謹言。

正月十三日

津田玄蕃

脇田九兵衛殿

予病氣養生之刻、

御餌柄之雲雀十五、兩人江被遣候。各病者老人之事ニ候間、雲雀給見被申候ハ、能可有之と被思召、氣分ニ能覚被申候ハ、おひく雲雀可被下候間、料理仕、其上ニ而心持能候ハ、拙子方迄様子可被申越之旨、御意ニ候。誠ニ忝御懇之御仕合ニ候。

有けり、乙類「ありけり」。明宣、乙類「明定」。

物語仕候、乙類「物語仕」。事之外、②「事ノ外」。③④「事外」。⑤「事外」につくり「ノ」と傍書。御感ニ、乙類「御感ニ(に)而」。

連歌よく、乙類「連歌能」。

なく候、乙類「ならハ」。只之もの、乙類「只之者」。仰聞候旨、乙類「仰聞旨」。左近方、乙類「左近方より(も)」。

書付不進之候、乙類「書付進之候」。

被申候間、乙類「被申候之間」。存、乙類「存候」。

小色紙、②「小式紙」。③「小紙」。④⑤「小紙」につくり、「式紙」と傍書(⑤は朱)。俄、乙類「俄に」。九兵衛ニ、乙類「九兵衛へ」。被為掛由、乙類「被為懸」。

「被為懸」。

十一月廿日、乙類「十一月」。

弥平次、③④⑤「弥五次」につくり「按平ノ化カ」と傍書。

元年ノ正月、乙類「元年正月」。存候処、乙類「存候處(所)ニ」。

寒氣之節、乙類「寒氣之節ニ」。

同前、乙類「同前ニ」。

養生、④「保養」。仕合候、乙類「仕合ニ候」。

被思召、乙類「被思召候」。

被下候間、乙類「被下候」。拙子、乙類「拙者」。

誠ニ、③④⑤「誠」。

恐惶謹言。

六月十五日

竹田市三郎

脇田 九兵衛殿

黒坂吉左衛門殿

御兩人御飛札入御披見申候。先日被遣候雲雀、被下見被申候処、持病之心持能覚被申旨、事之外御機嫌能御座候。雲雀態あハさせ遣可申旨、重而被仰出、則八ツ進之申候。誠以忝 御意ニ御座候。重而爲御礼状を茂越申事無用と被 仰出候。拙子心得ニ而遣候躰ニ可仕との御事御座候。其御心得尤ニ候。越中江雲雀鷹被遣候間、其節者沢山ニ可被遣候。其時者いかほとも御礼ニ飛脚を茂被指上尤ニ候。此度者必々無用御座候。中へ御機嫌之事ハ筆紙ニ不被申候。誠ニ冥加ニ御叶候侍ニ御座候。恐惶謹言。

六月十九日

竹田市三郎

脇田 九兵衛様

黒坂吉左衛門様

明曆年中ニ、

先日御用之儀ニ付、切々小松江往来苦身ニ被 思召候。年被寄御家中之かさりにも候之間、常々養生息災ニ可有之旨、御懇之御意候。漸さむく成候条、可有恙之由被 仰出、御小袖一ツ被遣候。頂戴尤ニ候。御礼此地江被致祠候事、必無用之旨、堅可申遣由、被 仰出候間、可被得其意候。恐惶謹言。

九月七日

津田玄蕃

脇田九兵衛殿

御機嫌能、乙類「御機嫌ニ」。態、乙類「態々」。

遣候躰、乙類「遣躰」。御事、②「御事ニ」。御座候、乙類「御座候間」。

御心得、乙類「御意得」。

其節者、乙類「其節」。其時者いかほとも、乙類「其時ハいか程も」。

此度者、乙類「此度ハ」。

恐惶謹言、乙類「恐々謹言」。

年被寄、②「年を寄」。

候之間、③「候間」。御懇之、③傍書。

御意候、③④⑤「御意ニ候」。漸さむく、乙類「漸々さむく」。成候条、乙類「成り候条」。

恐惶謹言、乙類「恐々謹言」。

〔明曆三年ノ暮、江戸天守臺御普請、綱利公江御頼被成旨、上意之趣承、某儀數年、利常卿御芳情忝不淺、綱利公御代御普請始申、無役人ナカラ御奉公ニ候間、餘命モ不存候条、此度御奉公ノ名殘ニ候条、役人並ニ被仰付候様ニト望申候處、奇特ニ申上ル旨、利常卿御意之趣、今枝民部内状。

猶以御訴訟一段首尾能相調、於拙子大慶仕候。首尾無殘所候間、可御心易候。以上。

先月廿一日御書付并御状三通、一昨十一日之御夜詰過、水原清左衛門方被相届、令拜見候。

〔来年御殿守臺御普請、加賀様江就被仰出、貴様之儀無役ニ候得共、御代初而之御普請、其上、御老後行衛なかく御奉公之望も無之候間、此度御家中並ニ御普請役被相勤、又此地江御越御屋敷之御番ニ而茂御勤有度由、御書中之通委細承届、一段尤可然存に付而、翌朝御紙面之通、具品川左門江致物語、御書付渡置申候。〕今夕能次而有之、御書付入、御披見候處、奇特之被申上一段尤思召候。望之儀ニ候条、半役可被相勤旨、被仰出候。御前之首尾無殘所、御手柄と存候。役入之儀並茂可有之間、追而此地三人衆迄可申入候。此地被召寄儀ハ有間鋪候。二三日中清左衛門可被罷帰候。其節委細可申達候。右之様子無心許候ハんと、先一日もはやく御吉左右申入度、便宜も不存候へ共、此状調置申候。平承殿へも御心得頼入存候。

〔貴様より先、金沢頭衆之内一人、来年御役望之書付、品川左門迄参、立御耳申由ニ候。二番目ニ候得共、餘り間茂無之中ニ、左様之沙汰御聞ニ而御申上とハ不被思召躰ニ候。其段御氣遣

綱利公、②「綱利卿」。  
趣承、②「趣承り」。利常卿、④「利常公」。綱利公、②「綱利卿之」。  
候間、乙類「候条間」。

可御心易、乙類「可被御心易」。  
廿一日、乙類「廿一日之」。御夜詰過、乙類「御夜詰過ニ」。

貴様之、⑤「之」を傍書。  
御代初、乙類「御代始」。

三人衆迄、②「三人衆まで」。此地、乙類「此地へ（江）」。召寄儀、乙類「召寄候儀」。有間鋪候、乙類欠文。  
可被罷帰候、乙類「罷帰」。無心許、乙類「無心元」。  
はやく、乙類「早く」。  
先、乙類「先ニ」。金沢頭衆、乙類「金沢衆」。  
申由ニ候、乙類「申候由」。中ニ、乙類「中々」。  
其段、乙類「此段」。

有間敷候。〔御紙面之通、具左門江申達候間、可易御心候。御息災と相見へ、御書面跡々ニ無替儀、先々目出度存候。御普請御用意彼是以之外取込續兼、難義仕候。

〔時分柄寒氣甚候得共、中納言様御持病さして御痛茂無御座、御膳無御滞被召上候条、可御心易候。加賀様御機嫌よく事之外御成仁、今程切々御客なとも有之、御用ハ日々ニ重り一入骨折申候。此状茂鶏時分ニ漸調申候。委細追而可申達候。恐惶謹言。

十一月十三日

今技民部

品川左門状

脇田九兵衛様 御報

改年之御慶目出申納候。先以此方替儀無之、兩殿様御機嫌能被成御座候。然者先月四日之御状、令拜見候。當年御普請役御望ニ付而、今民部殿迄委細御申入之通、立御耳、半役可被相勤之旨、被仰出、忝思召之由、尤ニ存候。御懇之御意共、珍重存候。御懇之預御札却而痛入存候。其地別条無御座、貴様御堅固之旨、目出度存候。猶永日万喜可申入候。恐惶謹言。

正月三日

品川左門

脇田九兵衛様 御報

〔利常卿、万治元年十月十二日拂曉ニトミニニ身マカリヲハシマス。事不及是非次第也。某、漸利常卿御前モ熟候間、隠居之御断可申上ト頼ミムナシク、御幼君御十六歳、愚七十五、殘命露ノ消ヲ待耳。

〔金澤於宝圓寺 微妙院殿御作善被執行。予、悲嘆ノコ、ロサシ百句ヲツラネ牌前ニ納奉ル。

具、乙類「具ニ」。可易御心、乙類「可御心易」。相見へ、③④⑤「相見」。無替儀、乙類「無相替儀(義)」。

さして、乙類「指而」。無御座、乙類「無御座候」。

御機嫌よく、乙類「御機嫌能」。

切々、乙類なし。なども、乙類「杯も」。重り、乙類「かさなり」。鶏時分ニ、

②「鶏鳴時分」。③④「鶏時分」。⑤「鶏時分」につくり「鳴歎」と傍書。

漸、乙類「漸ニ」。

目出、乙類「目出度」。

御状、④「御状御状」。

委細、乙類「委曲」。

御札、乙類「御札」。其地、乙類「其御地」。

恐惶謹言、乙類「恐々謹言」。

トミニ、②本文「頓ニ」につくる。③④⑤は「頓カ」の傍書なし。

ムナシク、乙類「空敷」。露ノ消ヲ、②「露之消ルを」。③④⑤「露之消を」。

被執行、乙類「を執行る」。③「を」に「イ御」、「る」に「イナシ」と傍書

(朱)。コ、ロサシ、乙類「志さし」。

牌前、乙類「御牌前」。

袖に見よき世は北の片時雨

直堅\*

十二月十日、御遺骨高野御登山見送奉りテ、

婦山何そハ終に雪乃道

直堅\*

愁涙難止。

〔万治二年春、微妙院殿爲 御遺物、金銀并御道具ナト、小松人

持物頭、其外御近習之面々、諸奉行等人々品ニヨリ拝領、高下有

之。金澤ニオイテハ御一門御老中金銀御道具拝領也。御小將頭・

御馬廻組頭、黄金五枚宛、予モ令拝領也。御鉄砲頭以下物頭分、

黄金三枚貳枚多少有之。

右ハ 綱利公御下知如件。

〔同年七月三日、奥村因幡・津田玄蕃ヲ以被 仰出、予 御代々御

奉公申、年モ寄候間、隠居仕、安樂ニ可罷有旨、忝 御意ニ而、

嫡子平丞ニ千石之御一行被下、隠居料三百石拝領、重畳難有仕合、

年来之望相達、則法躰トナリ、名ノミムカシニカヘリ如鉄ト改メ、

聊ト幽居、薪尽ナンタヲマチ侍ル。

予、家業作文タリトイヘ尺、ヲノツカラ和國ノ風ニナラヒ、哥道

執心ス。

源氏物語相傳之事

一華堂 乘阿 如見

古田織部

織公ハ西三条三光院殿江

源氏執心一部之功訖。雖然如見

一華堂傳授之趣、講釋可申

所望ニヨリ度々讀申内ニ、西殿

之御聞書并口決、不殘如見江

直堅、乙類「直賢」。

送奉りテ、乙類「送り奉りテ」。

婦山何、③本文「婦山河」につくり、「河イニ何ニ作ル」と頭註(朱)。また、

「婦」に「イ」の傍書(朱)。直堅、乙類「直賢」。

人々、乙類「人の」。

金澤ニオイテ、乙類「於金澤」。御老中、乙類「御家老中」。拝領也、②「拝

領なり」。

馬廻組頭、乙類「馬廻頭」。黄金、乙類なし。但し②「黄金貳」⑤「黄金」と

傍書。御鉄砲頭、乙類「御鉄砲」。但し③「イ頭」と傍書(朱)。

貳枚、②なし。多少有之、②「多少可有之」。

綱利公、②「綱利卿」。

御奉公申、②「御奉公申上」。③本文「御奉公申」につくり「イ上」と傍書

(朱)。⑤「イ上」と傍書。可罷有旨、乙類「可罷在旨」。

平丞ニ、②「平丞江」。

法躰 乙類「法體」。ムカシニカヘリ、乙類「むかしにかへりて」。

聊ト幽居、乙類「聊之幽居」。但し③「イト」と傍書(朱)。タヲマチ侍ル、②

④「事を待侍る」。③「たを待侍る」。⑤本文「たを待侍る」につくり「た」

を見消しにして「事」と傍書。

家業作文、乙類「家業ハ作文」。ヲノツカラ、②「自から」。③④⑤「自ら」。

ナラヒ、乙類「習ひ」。哥道執心ス、②「歌道に熱す」。③④⑤「歌道熱す」。

但し③「イ執心」と傍書(朱)。

古田織部 織公ハ、乙類「古田織部公ハ」。三光院殿江、乙類「三光院殿」。

如見、③④⑤「如元」。但し③「イ見」と傍書(朱)。⑤「元」を見消しにして

「見」と傍書(朱)。一華堂、乙類「一花堂」。所望ニヨリ、③④「所望」。但

し③「ニイ」と傍書(朱)。讀申内ニ、③「讀」に「イ講」と傍書(朱)。西殿、

乙類「兩殿」。但し③「イ西」と傍書(朱)。御聞書、乙類「御用書」。但し③

「イ聞」と傍書(朱)。如見、③④⑤「如元」。但し③「見イ」と傍書(朱)。⑤

物語也。

芳春院殿

直賢 脇田九兵衛

\*如見居士者、薩州住人、爲遊客哥道一篇志深。住宅ヲ不取、國々流浪シテ所々ニライテ人々ノシタシミ不淺。コ、ロハセ風流ニノ、無欲ノ人はヲ感スル而已。一トセ 芳春院殿、自江戶加州江被爲入候折節、如見ヲ御誘引有テ、加越之連哥師<sup>氏</sup>、此流ヲ汲輩アマタナリ。サハイヘト切紙傳授ノ人ハ、予一人トオホエ候。其後、利常卿ノ室<sup>号天徳院殿御扶持人トナリ</sup>、宦女竹<sup>号岩崎トイフ者</sup>源氏相傳弟子<sup>ニ</sup>被成、數年金澤<sup>ニ</sup>在留ス。

古今傳授之事

宗訊 <sup>堺町人河内屋</sup>

宗柳 <sup>嶋田屋</sup>

常信 <sup>大黒是常</sup>

石野和泉 <sup>但集非傳授 宗訊箱傳</sup>

芳春院殿 同上

牡丹花

財部真存 <sup>薩州住人</sup>

財部以貫

麦生田道徹

芳春院殿

財部宗佐

如見

直賢 <sup>脇田九兵衛</sup>

山田仁右衛門

今技民部直友

奥村因幡和豊

\*集傳授之事、宗訊聞書。

芳春院殿 江石野和泉ヨリ依上之。如見

集傳授、元祖宗訊・真存一流之趣、芳春院殿被<sup>レ</sup>聞召及<sup>レ</sup>、依<sup>二</sup>

御懇望<sup>一</sup>讀申處、宗訊聞書如<sup>レ</sup>合<sup>二</sup>符切<sup>一</sup>。勿論彌御<sup>仰カ</sup>信行不<sup>レ</sup>淺。

\*如見嫡孫、山田仁右衛門依若輩、難波津之哥ノ使有ヨシニテ、予

如見居士者、乙類「如元居士ハ」。但し③「イ見」と傍書(朱)。⑤「元」を見消しにして「見」と傍書(朱)。薩州住人。②⑤「薩州ノ住人」。志深。②「志深ク」。ライテ、乙類「於テ」。シタシミ、乙類「親ミ」。コ、ロハセ、③「ハ」に濁点(朱)。一トセ、③「イ年」と傍書(朱)。如見ヲ、③④⑤「如元ヲ」但し③「イ見」と傍書(朱)。⑤「元」を見消しにして「見」と傍書(朱)。加越之、乙類「加越能」。但し③「のイ」と傍書(朱)。氏、乙類「共」。アマタナリ、乙類「餘多ナリ」。サハイヘト、乙類「幸ト」。傳授、乙類「傳受」。オホエ、乙類「覚エ(へ)」。利常卿ノ室。②「利常卿室家」。③④⑤「利常卿室」。但し③「イ之」と傍書(朱)。号天徳院殿、乙類大書。但し③括弧で囲み「イ註ナリ」と傍書(朱)。ナリ、乙類「也」。但し③「イ成」と傍書(朱)。号岩崎、乙類大書。但し③括弧で囲み「イ註ナリ」と傍書(朱)。トイフ者、乙類「トイフモノ」。堺町人河内屋、③④⑤割註。嶋田屋、②④⑤「嶋田屋」につくり「常信」に付す(④⑤右傍書)。③は朱線をもつて「宗柳」に懸く。大黒是常、乙類なし。但し③は朱書で「大黒是常イ」と補う。但集非傳授、宗訊箱傳、②一行につくる。③「集非」に「烏丸」と傍書(朱)し、「箱傳」に「授」を付記(朱)。また「箱」を異体字につくり、「箱イ」と傍書(朱)。牡丹花、乙類「石野和泉」。「財部真存」と高さを揃えて記す。薩州住人、③④⑤大書、但し③括弧で囲み「イ註」と傍書(朱)。麦生田、③「麦」を異体字につくり、「麦イ」と傍書(朱)。財部宗佐、③「佐」に「作イ」と傍書(朱)。如見、③④⑤「如元」。但し③「イ見」と傍書(朱)。⑤「元」を見消しにして「見」と傍書(朱)。直賢、③④⑤は「芳春院殿」の左脇下に記す。集傳授之事、宗訊聞書、乙類こゝで改行し、二字下げにて「芳春院殿江石野和泉ヨリ依上之如見ノ集傳授、元祖宗訊・真存一流之趣」と二行に続け、「芳春院殿」でまた平出改行。如見、③④⑤「如元」但し③「イ見」と傍書(朱)。⑤「元」を見消しにして「見」と傍書(朱)。如合符切、③「如」の次に「イ見」と傍書(朱)。御信行、乙類「御深仰」。但し③「イ信」と傍書(朱)。如見、③④⑤「如元」。但し③「イ見」と傍書(朱)。⑤「元」を見消しにして「見」と傍書(朱)。哥ノ使、乙類「歌使」。但し③「歌」の次に「の」、「使」に「イ便」と傍書(朱)。有ヨ

ニ被預、彼者成長シテ可相傳仕、遺言箱ヲ開申折節、直友執心不淺ニ因テ同聽。宗訊・真存聞書之箱共ニ綱利公之御文庫ニ有。牡丹花嫡流無疑事可知。真存法師ハ哥人也。夢庵江所望ノ發句、

うくひすも梅か香おしむ羽風哉

肖柏

依傳聞之記耳。

右如見法師モトヨリ一所不住之人ニシテ、又遊客トナリ京都ニノホリ、其後武州江戸ニイタリ、後藤三郎宅ニ身マカリ訖。干時七十五歳。予悼之、

飛螢こゑきかぬ玉乃行衛かな

直賢

一子、若輩ヨリ奉公ノ品々ツクトカソフレハ、瑞龍院様御代、三箇國小取次被、仰付、某ト大橋左内宛所ノ御直書方々ニ可有之。微妙院様御代、諸代宦手前殘金奉行并金澤惣構奉行、御納戸金銀奉行青木助丞兩人、大坂表御穿鑿之後、御使番御鉄砲拾五挺御金御用如前々。其後江戸直違御普請役望候テ、御金奉行御理申上、御赦免。

三箇國御代宦前御吟味之刻、又御用被 仰付、新川算用聞前田刑郎兩人、右吟味一通相濟候テ、三箇國御算用奉行奥村源左衛門・宮木采女・青木助丞・某四人、御家中侍共除知御吟味被 仰付候刻、御算用之上ニ奉行被 仰付、津田源右衛門・菊池大學・青山織部・森権大夫・中村惣右衛門、相奉行。

御公事場葛巻隼人・奥村源左衛門・菊池大學・某四人。陽廣院様御代、御小性頭津田源右衛門・松平采女断ニ付、御指除被成、中村惣右衛門・某兩人、森権太夫・北川久兵衛兩人ニ御加被成候。微妙院様ヨリ金澤町奉行、富永勘解由左衛門ト某兩人被 仰付候

シニテ、②「有之由ニ而」。

相傳仕、遺言、乙類「相傳、任遺言」。箱ヲ開、乙類「箱をもひらき」。綱利公、②「綱利卿」。③「利」に「イ紀」と傍書(朱)。御文庫ニ有、②⑤「御文庫ニ有之」。所望ノ、乙類「所望之」。

うくひすも、乙類「鶯も」。肖柏、③「背柏」につくり「イ肖」と傍書(朱)。モトヨリ、乙類「基より」。③「イ本来」と傍書(朱)。人ニシテ、③「し」に「イナシ」と傍書(朱)。遊客トナリ、乙類「遊客と成て」。ノホリ、乙類「登り」。江戸ニイタリ、乙類「到江戸」。後藤三郎、乙類「後藤少三郎」。宅ニ、乙類「宅にて終に」。予悼之、乙類なし。但し③朱書にて「予悼之イ」と補う。螢、乙類「はたる」。こゑ、②「聲」。行衛かな、乙類「行衛哉」。

若輩、⑤「若輩乃」につくり「乃」を見消しとす。奉公ノ、乙類「奉公之」。ツクト、②④⑤「ツクト」。

三箇國、乙類「三ヶ國」(以下同じ)。大橋左内、③「大橋左門」。⑤「大橋左門」につくり「門」を見消しにして「内」と傍書(朱)。可有之、③④⑤「可在之」。御代、乙類なし。御金御用如前々。其後江戸直違、乙類欠文。

御算用奉行、乙類「御算用場奉行」。但し⑤の「場」は傍書。

除知、⑤「除地」につくり「地」を見消しにして「知」と傍書。

御公事場、乙類「公事場」(以下同じ)。葛巻隼人、乙類「葛巻隼人ニ」。

仰付候刻、乙類「仰付、則」。



刻、御公事場除知御用御断申上、御赦免、御小將頭如前々。此外少分當座之御用不及記、御奉公之品々御代宦ト人持ニハ不成、乍去、頭分並之者大方之人持ヨリ御賞翫之事、無其隱。富貴者天命。

右某子孫末々になり、如何なる筋の玉かつらかけても志らぬ世に、もし此筆の蹟殘留らは、心得給へあなかしこ。

万治三年正月吉辰 脇田九兵衛直賢入道 如鐵 在判

脇田平丞殿

脇田小平殿

筆者

森田庄九郎

昌成在判

右宝曆十二歳次壬午夏五月旬二鳥寫之畢元書吉田氏某之持本也

邑巷軒蒙鳩子記之

『六月朔日校合朱引濟』

墨附十九葉

御用不及記、御奉公之品々、乙類欠文。富貴者、乙類「富貴ハ」。

末々になり、乙類「末々に成」。

在判、乙類「判」(以下同じ)。

右宝曆十二歳次以下(奥書)、乙類なし。但し、⑤には森田柿園の朱筆で、次の奥書がある。「右本紙、脇田氏ニ傳來也。脇田氏本家ハ元祖如鐵以來、世々実子相續、朝鮮種ニテ数代連綿スト云々」。また③は富田景周撰「脇田直能傳」および湯浅祇庸識語「脇田略承譜」を付す。